

↑ 個人住民税

市町村民税

県民税

特別徴収の事務手引き



岐阜県・県内市町村



目次

| | | |
|---|----------------------|----|
| ① | 個人住民税について | 1 |
| ② | 特別徴収の義務 | 2 |
| ③ | 特別徴収義務者の指定 | 2 |
| ④ | 対象になる人 | 2 |
| ⑤ | 給与支払報告書の提出 | 3 |
| ⑥ | 特別徴収税額決定通知書の送付 | 4 |
| ⑦ | 納期と納入方法 | 5 |
| ⑧ | 退職・休職者の徴収方法 | 6 |
| ⑨ | 税額の変更通知 | 6 |
| ⑩ | 異動届などの提出 | 7 |
| ⑪ | 退職所得にかかる個人住民税の特別徴収 | 10 |
| ⑫ | Q&A | 12 |
| ⑬ | 岐阜県・県内市町村個人住民税担当課連絡先 | 17 |

1 個人住民税について

01

県や市町村などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、教育、福祉、保健、消防・救急、ごみ処理、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事(行政サービス)をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなを出し合っていかなければなりません。これが税金です。

なかでも個人住民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ県や市町村の仕事のための費用を、できるだけ多くの住民の皆さんに共同して負担しあっていただくという性格の税金で、いわば地域社会の会費のようなものであり、また、地方自治を支える重要な税目となっています。



② 特別徴収の義務

02

所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を給与引き去りして納めることが、法令で義務付けられています。

給与引き去りによる納付を「特別徴収」といいますが、この冊子では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

③ 特別徴収義務者の指定

03

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。（給料日の間隔が一月を超える、または給与から個人住民税額を引き去りきれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収*は認められません。）

※普通徴収とは、主として事業所得者などが市町村から送付される納税通知によって納める方法です。納期は年4回となります。

④ 対象になる人

04

前年中（1月1日～12月31日）に課税対象所得があり、本年度個人住民税の課税が発生する人で、**本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人が対象**です。

5 給与支払報告書の提出

05

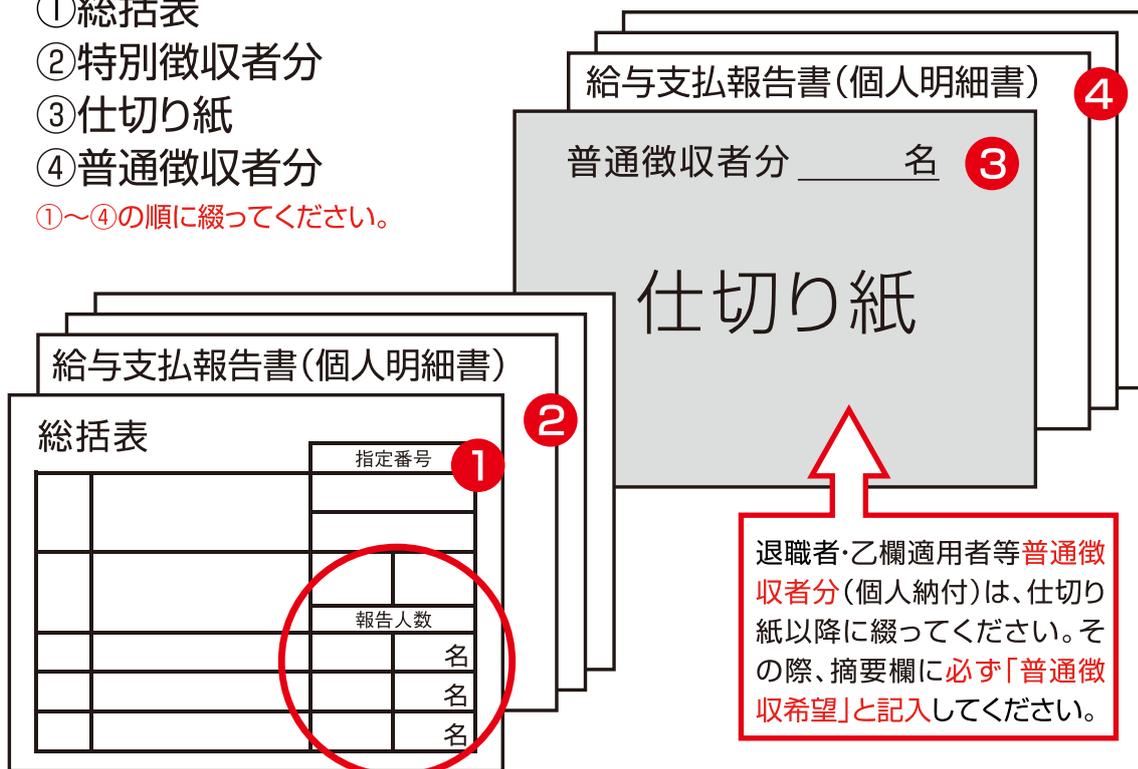
毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある事業者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても提出してください。

提出の際には、総括表、仕切り紙を使用してください(下記参照。総括表及び仕切り紙は市町村により様式が異なります。)

- ①総括表
- ②特別徴収者分
- ③仕切り紙
- ④普通徴収者分

①～④の順に綴ってください。



退職者・乙欄適用者等普通徴収者分(個人納付)は、仕切り紙以降に綴ってください。その際、摘要欄に必ず「普通徴収希望」と記入してください。

特別徴収者分(給与天引)と普通徴収者分(個人納付)の内訳を書くことになっている場合、忘れずに記入してください。(該当者がいない場合は、お手数でも報告人数「0」名と記入してください。)

6 特別徴収税額決定通知書の送付 06

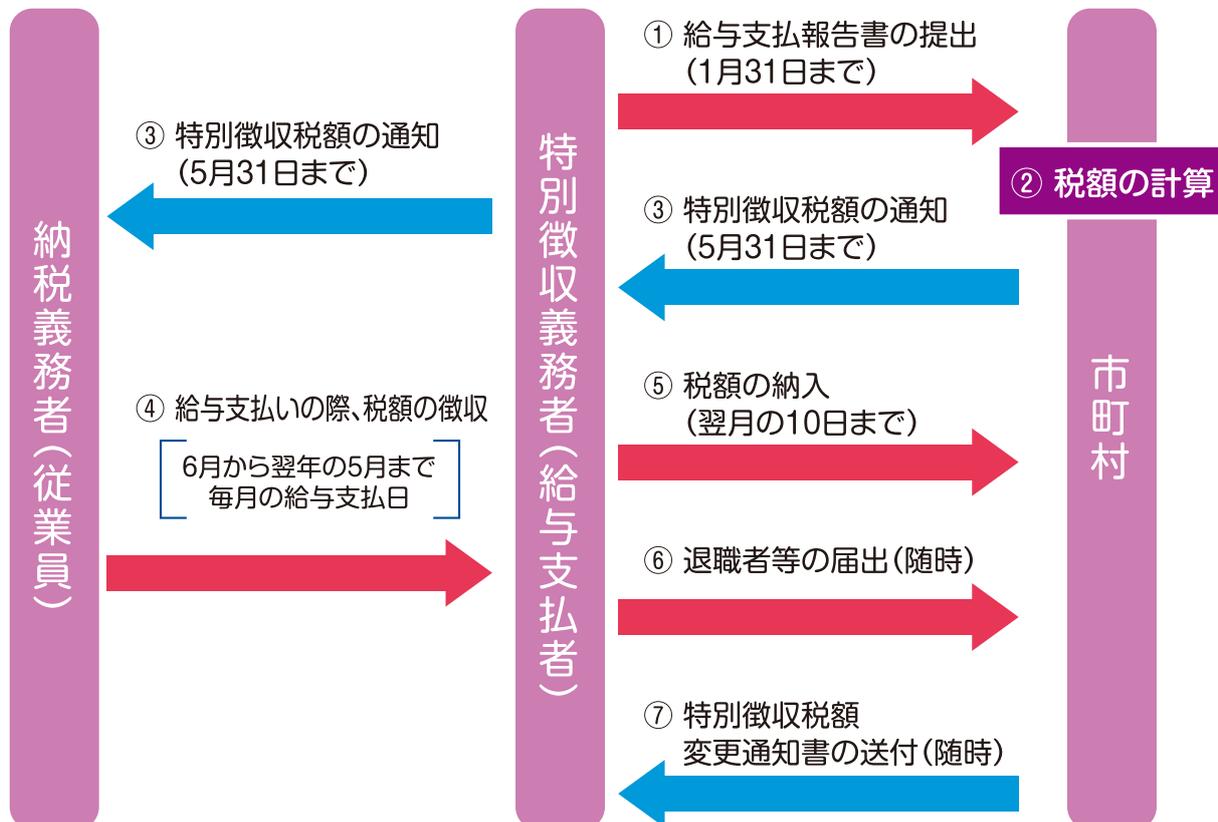
個人住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月です。

毎年5月中に、特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書、特別徴収のしおり（綴り、手引き*）（各種様式）が送付されます。

このとき年間の個人住民税額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から引き去りを開始するための準備をしていただきます。

※市町村ごとに呼び方は異なります。

所得税と違って
税額の計算をする
手間は少ないですね！



7 納期と納入方法

07

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。)

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、特別徴収税額決定通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

ゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例(年2回納入)

特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請をすることにより、年2回の納入となる納期の特例をご利用いただけます。

給与の支給人員が常時10人未満である特別徴収義務者で、市町村長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうち、その承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月(11、5月)の翌月10日までに納入することができます。

納期の特例を申請する場合の記載例

| 市民税 県民税 | | 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書 | | |
|--|---|---|-------------------------|--------------------------|
| 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 ◇市〇〇町二丁目2番2号 ◇◇市長 平成26年 5月 20日提出 | | 住所又は所在地 〒500-■■■■■ 岐阜市藪田南2-◆-◆ | 特別徴収義務者指定番号 00000000 | |
| 申請者 | 氏名又は名称及び代表者氏名印 株式会社藪田商事 代表取締役 藪田 一郎 印 | 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 氏名 岐阜 花子 電話 272-0000 内線345 | 係 經理係 | |
| 地方税第321条の5の2の規定による市民税・県民税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。 | | | | |
| ① 申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額(臨の欄には、臨時雇用者につき記入) | 25年11月 | 臨 2人 臨 128,000円 6人 1,345,300円 | 26年2月 | 臨 人 臨 円 6人 1,303,307円 |
| | 25年12月 | 臨 人 臨 円 6人 1,331,218円 | 26年3月 | 臨 人 臨 円 7人 1,460,080円 |
| | 26年1月 | 臨 人 臨 円 6人 1,341,912円 | 26年4月 | 臨 人 臨 円 7人 1,468,495円 |
| ② 市税の滞納、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由 | | | | |
| ③ 申請の日前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無 | 無 | | | |

※この申請書は参考様式であり、各市町村で様式は異なります。

※承認後、受給者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨その他必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

8 退職・休職者の徴収方法

08

◆ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出または了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

◆ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

9 税額の変更通知

09

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果等により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

10 異動届などの提出

10

退職、休職及び転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。(地方税法施行規則第9条の5)

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となることがあります。また、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れると、納税義務者に対して一度に多額の個人住民税の納付義務を負わせてしまうおそれがありますので、提出期限を厳守してください!

6頁の「8.退職・休職者の徴収方法」のとおり、徴収方法を切替える旨を納税義務者に伝えてください。なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方については、以下の記載例を参考にしてください。

※用紙は市町村より送付される特別徴収のしおり(綴り、手引き等)にあります。

※この「事務の手引き」に掲載されている各種様式は、市町村で様式が異なります。

■ 退職して一括徴収する場合の記載例

| 給与支払報告 特別徴収 | | | | (提出・控) 用 | | | |
|-----------------------------|--|--|--|----------------------------------|--|--|--|
| 〇〇市長 様 | | | | ※ 処理欄 | | | |
| 給与支払者 (特別徴収義務者) | | | | 係 経理係 | | | |
| 住所 (所在地) 千 500 - ■■■■ | | | | 特別徴収義務者指定番号 | | | |
| 岐州市藪田南2-◆-◆ | | | | 11111111 | | | |
| 氏名 株式会社藪田商事 代表取締役 藪田 一郎 (印) | | | | 氏名 岐阜 花子 | | | |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出 | | | | (058) | | | |
| フリガナ オオガキ タロウ | | | | 電話 272 - 0000 | | | |
| 氏名 大垣 太郎 (旧姓) | | | | 異動年月日 平成 〇〇 年 10 月 31 日 | | | |
| 住所 (平成26年1月1日の住所) | | | | 退職理由 ①退職 5.転勤 | | | |
| 大垣市城下町5-4-3 | | | | 2.休職 6.その他 | | | |
| 住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) | | | | 3.長期欠席 | | | |
| 現住所 岐州市藪田北2-〇-〇 | | | | 4.死亡 | | | |
| 特別徴収税額 (年税額) 121,000 円 | | | | 徴収税額 51,000 円 | | | |
| 未徴収税額 (ア) - (イ) 70,000 円 | | | | 退職年の1月からの退職時までの給与支払額 1,890,100 円 | | | |
| | | | | 控除社会保険料額 218,000 円 | | | |

◎異後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当記号を○で囲んでください。

| A 特別徴収継続 | B 一括徴収 | C 普通徴収 |
|---|---|--|
| (ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。 | (ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。 | (ウ)の額を本人が支払う。 |
| 新特別徴収義務者 | 平成27年1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。 | 未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。 |
| 特別徴収義務者指定番号 | 理由 ① 異動が平成26年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。(印) ② 異動が平成27年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。 | 1. 異動が平成26年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。 |
| 所在地 千 - | 徴収予定 10月 24日 徴収予定額(ウ) 70,000円 異動者印 (印) | 2. 異動が平成27年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。 |
| 名称 | 一括徴収した税額は 11 月分 | 3. その他理由 |
| 担当者 係氏名 | (11 月 10 日納期限)で納入します。 | |
| 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。 | | |
| 1. 平成26年12月31日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。 | 備考 | |
| 2. ※印の欄は記入する必要はありません。 | | |
| 3. 異動があった場合は、速やかに提出してください。 | | |
| ※ 処理欄 | 24年度 | 25年度 |

退職して普通徴収へ切替える場合の記載例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 (提出・控) 用

| | | | | | |
|----------------|----------------------------------|--|--|--|-------------------------|
| 〇〇市長様 | 給与支払者 (特別徴収義務者) | 住所 (所在地) 〒500- ■■■■ 岐阜市藪田南2- ◆◆ | 氏名 (名称) 株式会社藪田商事 代表取締役 藪田 一郎 (印) | 担当 係 経理係 氏名 岐阜 花子 電話 (058) 272-0000 | 特別徴収義務者指定番号 11111111 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出 | フリガナ オオガキ タロウ | 氏名 大垣 太郎 (旧姓) | 特別徴収税額 (年税額) 121,000 | 徴収税額 51,000 | 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 |
| 給与所得者(異動者) | 住所 (平成26年1月1日の住所) 大垣市城下町5-4-3 | 住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 岐阜市藪田北2-〇-〇 | 特別徴収税額 (年税額) 121,000 | 徴収税額 51,000 | 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 |
| 異動年月日 | 平成〇〇年10月31日 | 異動事由 | <input checked="" type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 5.転勤 <input type="radio"/> 2.休職 <input type="radio"/> 6.その他 <input type="radio"/> 3.長期欠席 <input type="radio"/> 4.死亡 | | |
| 退職年の1月から退職時までの | 給与支払額 | 1,890,100 円 | | | |
| | 控除社会保険料額 | 218,000 円 | | | |

◎異後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当記号を○で囲んでください。

| | | |
|---|--|---|
| A 特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。 | B 一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。 | C 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。 |
| 新特別徴収義務者 | 平成27年1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。 | 未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。 |
| 特別徴収義務者指定番号 | 理由 ○印をつけ 1.異動が平成26年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。(月 日 申出日) | 1.異動が平成26年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。 |
| 所在地 | 2.異動が平成27年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。 | 2.異動が平成27年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。 |
| 名称 | 徴収予定 月 日 徴収予定額(ウ) 円 異動者印 | 3.その他理由 |
| 担当者 係 氏名 電話 () - | 一括徴収した税額は 月分 (月 日納期限分)で納入します。 | |
| 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。 | | |
| 1. 平成26年12月31日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。 | 備考 | |
| 2. ※印の欄は記入する必要はありません。 | | |
| 3. 異動があった場合は、速やかに提出してください。 | | |
| ※ 処理欄 | ※ 申告番号 | 24年度 |

転勤等により特別徴収を継続する場合の記載例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 (提出・控) 用

| | | | | | |
|----------------|----------------------------------|--|--|--|-------------------------|
| 〇〇市長様 | 給与支払者 (特別徴収義務者) | 住所 (所在地) 〒500- ■■■■ 岐阜市藪田南2- ◆◆ | 氏名 (名称) 株式会社藪田商事 代表取締役 藪田 一郎 (印) | 担当 係 経理係 氏名 岐阜 花子 電話 (058) 272-0000 | 特別徴収義務者指定番号 11111111 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出 | フリガナ オオガキ タロウ | 氏名 大垣 太郎 (旧姓) | 特別徴収税額 (年税額) 121,000 | 徴収税額 51,000 | 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 |
| 給与所得者(異動者) | 住所 (平成26年1月1日の住所) 大垣市城下町5-4-3 | 住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 岐阜市藪田北2-〇-〇 | 特別徴収税額 (年税額) 121,000 | 徴収税額 51,000 | 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 |
| 異動年月日 | 平成〇〇年10月31日 | 異動事由 | <input checked="" type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 5.転勤 <input type="radio"/> 2.休職 <input type="radio"/> 6.その他 <input type="radio"/> 3.長期欠席 <input type="radio"/> 4.死亡 | | |
| 退職年の1月から退職時までの | 給与支払額 | 1,890,100 円 | | | |
| | 控除社会保険料額 | 218,000 円 | | | |

◎異後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当記号を○で囲んでください。

| | | |
|---|--|---|
| A 特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。 | B 一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。 | C 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。 |
| 新特別徴収義務者 | 平成27年1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。 | 未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。 |
| 特別徴収義務者指定番号 | 理由 ○印をつけ 1.異動が平成26年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。(月 日 申出日) | 1.異動が平成26年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。 |
| 所在地 | 2.異動が平成27年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。 | 2.異動が平成27年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。 |
| 名称 | 徴収予定 月 日 徴収予定額(ウ) 円 異動者印 | 3.その他理由 |
| 担当者 係 氏名 電話 () - | 一括徴収した税額は 月分 (月 日納期限分)で納入します。 | |
| 月割額 10,000 円を 11月分から徴収するよう連絡済です。 | | |
| 1. 平成26年12月31日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。 | 備考 | |
| 2. ※印の欄は記入する必要はありません。 | | |
| 3. 異動があった場合は、速やかに提出してください。 | | |
| ※ 処理欄 | ※ 申告番号 | 24年度 |

年度途中で特別徴収に切り替える場合や、特別徴収義務者の名称等を変更された場合、以下の届出書を提出していただきます。

■ 年度途中で特別徴収へ切替える場合の記載例

| 特別徴収切替依頼書 | | | | ※ 処理欄 | | |
|--------------------------|---|---------------------------|--------------------------|-------------------------|--|------------------|
| 〇〇市長 様 平成〇〇年△△月××日 提出 | (特別徴収義務者) 住所(所在地) | 〒500-■■■■■ 岐阜市藪田南2-◆-◆ | | 特別徴収義務者指定番号 11111111 | | |
| | | 氏名 (名称) | 株式会社藪田商事 代表取締役 藪田 一郎 (印) | | 担当係 氏名 | 經理係 岐阜 花子 |
| | | | | | 電話 | (058) 272 - 0000 |
| 該当給与所得者 | フリガナ | オオタマ タロウ | | 普通徴収の年税額 A | 240,000円 | |
| | 氏名 | 大垣 太郎 | | 普通徴収納付済税額 (期別) B | 普通徴収第 2 期まで 120,000円 | |
| | 生年月日 | 明・大・(印)・平 48 年 3 月 14 日 | | 特別徴収切替税額 (期別) A-B | 普通徴収第 3 期以降 120,000円 | |
| | 普通徴収番号 | 10000000 | | 特別徴収開始月 | 10 月分からの特別徴収を希望します ※注意事項を参考に記載してください。 | |
| | 1月1日の住所 | 岐阜市藪田北2-〇-〇 | | | | |
| 現住所 | | | | | | |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 普通徴収から特別徴収への切替に際しては、本人が既に納付書で納めた金額を必ずお確かめください。(二重納付になることがあります)。 ◆ 既に納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収への切替はできません。 ◆ 徴収開始月は、原則としてこの依頼書の提出の翌々月からとなります。 ◆ ※印の欄は、記入する必要はありません。 | | | | | |
| | | | | ※ 処理欄 年度 年度 年度 | | |

■ 特別徴収義務者の住所・名称等に変更があった場合の記載例

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

| | | | | | |
|--|--------------------|---|----------------------------|---------------|-----------------------------|
| 〇〇市長 様 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 提出 | 特別徴収義務者 所在地及び名称 | 〒500-◇◇◇◇◇ 岐阜市丸の内2-1-1 株式会社藪田商事 代表取締役 藪田 一郎 (印) | 特別徴収義務者指定番号 A 010101010 | 係 氏名 電話 | 經理係 岐阜花子 058-272-0000 |
| 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日をもって次のとおり変更しました。 | | | | | |
| ※変更箇所のみご記入ください。 ※誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。 | | | | | |
| 事項 | 変 | 更 | 前 | 変 | 更 |
| フリガナ | | | ギフシヤブタミナミ | | ギフシマルノウチ |
| 所在地 | 〒500-■■■■■ | | 岐阜市藪田南2-◆-◆ | 〒500-◇◇◇◇◇ | 岐阜市丸の内2-1-1 |
| フリガナ | | | | | |
| 方書 | | | | | |
| フリガナ | | | | | |
| 名称 | | | | | |
| 電話番号 | () | — | 内線 () | () | — |
| 備考 | | | | | |

11 退職所得にかかる 個人住民税の特別徴収

11

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入すべき市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村です。

◆ 退職所得にかかる税額の計算方法

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

退職所得の金額は計算方法が所得税と同じですので、その額は、所得税の課税標準額とまったく同額になります。

① 退職所得の金額

1. 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額^{*}) × 1/2
(1,000円未満の端数切捨て)

2. 退職所得控除額の計算

a. 勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

b. 勤続年数が20年を超える場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

勤続年数が1年に満たない期間がある場合は、切り上げて計算してください。

※なお、退職手当等の支払いを受ける人が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記aまたはbの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

また、「1. 退職所得の金額」の計算において1/2を乗じていますが、勤続年数が5年以内の法人役員等については、この1/2を乗じる措置を廃止した上で計算します。この1/2を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員が対象となります。

② 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率(市町村民税6%と県民税4%)を適用して計算します。

1. 特別徴収すべき市町村民税額 (100円未満切り捨て)

= 退職所得の金額 × 市町村民税6%

2. 特別徴収すべき県民税額 (100円未満切り捨て)

= 退職所得の金額 × 県民税4%

※特別徴収すべき税額に100円未満の端数がある場合は、それぞれの100円未満の端数を切り捨てる。
(特別徴収すべき税額は100円単位)

③ 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を、「市町村民税・道府県民税納入申告書(下記様式)」に必要な事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町村長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関または収納代理金融機関にて納入書により納入してください。なお、納入書の裏面が納入申告書になっている場合は、別途納入申告書を提出する必要はありません。

〔納入申告書の例〕

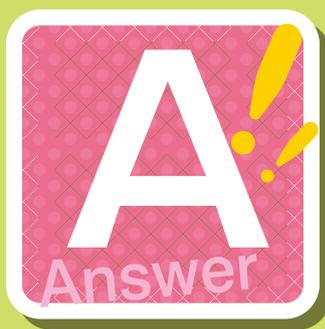
| 市町村民税 納入申告書 道府県民税 納入申告書 | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|--|-------|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 市町村長殿 平成 年 月 日提出 | | | | | | | | (受付印) | | | | | |
| 平成 年 月分 | | | | 人 員 人 | | | | | | | | | |
| 退職手当等 | | | | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 支払金額 | | | | | | | | | | | | | |
| 特別徴収税額 | 市町村民税 | | | | | | | | | | | | |
| | 道府県民税 | | | | | | | | | | | | |
| (特別徴収義務者) | | | | | | | | | | | | | |
| 住所又は〒 | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | | | | | | | | | | | | | 印 |
| 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 | | | | | | | | | | | | | |

第五号の八様式用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル(第2関係)

※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町村ごとに異なります。

※退職所得に係る個人住民税がないときは提出の必要はありません。

12 個人住民税(市町村民税・県民税)の



質問・疑問をまとめてご紹介します!

Q 1 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか?

A 1 事業者(特別徴収義務者)が従業員(納税義務者)に対して毎月支払う給与から、個人住民税額(市町村民税+県民税)を引き去り、従業員に代わってその従業員に課税をした市町村に納入する制度です。

Q 2 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか?

A 2 各市町村は、地方税法の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については、特別徴収をしていただく必要がありました。

Q 3 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 3 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくようお願いいたします。

また、所得税における源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境のひとつとしてご理解願います。

Q 4

すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A 4

給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。

岐阜県では平成27年度から法定要件に該当する事業主の方に特別徴収義務者の指定を実施しますが、次に該当する場合などは、当分の間普通徴収とすることがあります。

- ・乙欄適用で普通徴収希望者または他事業所で特別徴収されている
- ・給与が支給されない月がある
- ・事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る) など

Q 5

どうして他の市町村からは特別徴収税額の決定通知書が送付されないのですか。

A 5

従業員の居住する他の市町村から特別徴収税額の決定通知書の送付がない場合、税額が発生しないまたは漏れているなどの可能性があるため、該当する市町村へお問い合わせください。

Q 6

従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A 6

法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q 7

パート、アルバイト、非常勤職員等であっても特別徴収しなければなりませんか？

A 7

前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として、すべての従業員から特別徴収する必要があります。

Q 8

近いうちに退職する予定の従業員も特別徴収しなければなりませんか？

A 8

所得税の源泉徴収義務があり、4月1日現在在職されている方はすべて特別徴収の対象となります。しかし、5月末までに退職する予定がある方は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収切替理由書に人数を記載して、その後ろに綴ってください。

Q 9

3月に退職した従業員が、送られてきた税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか？

A 9

税額決定通知書の送付があった市町村に退職の異動届をご提出下さい。

Q 10

所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか？

A 10

所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q 11

2カ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？

A 11

原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収義務者として指定されます。※前年度実績による場合もあります。

Q 12

毎月市町村に個人住民税を納入するのは面倒なのですが、他の方法がありますか？

A 12

給与の支給人員が常時10人未満である特別徴収義務者は、市町村長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については、12月10日まで、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までに、それぞれ納入することができます。

Q 13 個人住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか？

A 13 はい。個人住民税の計算は、1月末までに事業所から提出していただく給与支払報告書等の資料に基づき、各市町村で計算して通知しますので、給与から引き去る金額を事業者が計算する必要はありません。
所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q 14 普通徴収より特別徴収の方が1回の負担が小さくなるのですか？

A 14 はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。
また、納期毎に、従業員の方が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、従業員の方の利便性が向上されます。

Q 15 特別徴収事務を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか？

A 15 特別徴収義務者として指定された事業者が、特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して督促状が発送されます。
なお、督促状が届いても支払いがされない場合は、事業者に対して滞納処分を行うことがあります。

Q 16 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか？

A 16 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町村に納入してください。
なお、不正に事業資金等に使用し、納入しない場合は、脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、または懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますので、ご注意ください。

Q 17

4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A 17

対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。(9頁参照)

Q 18

特別徴収の手順はどうなりますか？

A 18

1. 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。
2. 市町村において個人住民税の税額の計算をします。
3. 給与支払報告書を提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月10日までにその旨を市町村長に届け出てください。
4. 事業者に対して、従業員の方が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額の決定通知書」が送付されます。
5. 特別徴収税額の決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収(引き去り)してください。
6. 徴収(給与引き去り)した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村(または金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。
7. 従業員に異動(退職・転勤・死亡等)があった場合は、異動届を提出してください。
8. 異動届を提出した場合や税額が変更となった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更して納入してください。

13 岐阜県・県内市町村 個人住民税担当課連絡先

13

| 団体名 | 住民税担当課 | 電話番号 |
|-------|--------|--------------|
| 岐阜市 | 市民税課 | 058-214-2063 |
| 大垣市 | 課税課 | 0584-47-8179 |
| 高山市 | 税務課 | 0577-32-3333 |
| 多治見市 | 税務課 | 0572-22-1111 |
| 関市 | 税務課 | 0575-23-8893 |
| 中津川市 | 税務課 | 0573-66-1111 |
| 美濃市 | 税務課 | 0575-33-1122 |
| 瑞浪市 | 税務課 | 0572-68-2111 |
| 羽島市 | 税務課 | 058-392-1118 |
| 恵那市 | 税務課 | 0573-26-2111 |
| 美濃加茂市 | 税務課 | 0574-25-2111 |
| 土岐市 | 税務課 | 0572-54-1111 |
| 各務原市 | 税務課 | 058-383-1114 |
| 可児市 | 税務課 | 0574-62-1111 |
| 山県市 | 税務課 | 0581-22-6822 |
| 瑞穂市 | 税務課 | 058-327-4112 |
| 飛騨市 | 税務課 | 0577-73-3742 |
| 本巣市 | 税務課 | 0581-34-5022 |
| 郡上市 | 税務課 | 0575-67-1837 |
| 下呂市 | 税務課 | 0576-24-2222 |
| 海津市 | 税務課 | 0584-53-1116 |

| 団体名 | 住民税担当課 | 電話番号 |
|------|--------|--------------|
| 岐南町 | 税務課 | 058-247-1397 |
| 笠松町 | 税務課 | 058-388-1112 |
| 養老町 | 税務課 | 0584-32-1103 |
| 垂井町 | 税務課 | 0584-22-1151 |
| 関ヶ原町 | 税務課 | 0584-43-3051 |
| 神戸町 | 税務課 | 0584-27-3111 |
| 輪之内町 | 税務課 | 0584-69-3111 |
| 安八町 | 税務課 | 0584-64-7102 |
| 揖斐川町 | 税務課 | 0585-22-2111 |
| 大野町 | 税務課 | 0585-34-1111 |
| 池田町 | 税務課 | 0585-45-3111 |
| 北方町 | 税務課 | 058-323-1116 |
| 坂祝町 | 税務課 | 0574-26-7111 |
| 富加町 | 住民課 | 0574-54-2182 |
| 川辺町 | 税務課 | 0574-53-2514 |
| 七宗町 | 税務課 | 0574-48-1144 |
| 八百津町 | 町民課 | 0574-43-2111 |
| 白川町 | 町民課 | 0574-72-1311 |
| 東白川村 | 村民課 | 0574-78-3111 |
| 御嵩町 | 税務課 | 0574-67-2111 |
| 白川村 | 総務課 | 05769-6-1311 |

岐阜県 税務課徴収指導係 TEL.058-272-1111(内線2194)



清流の国ぎふ



平成26年3月発行